

第5章

個人情報漏えい事故が起こった場合の対応

1. 漏えいが起こってしまった場合の対応
2. 民生委員活動に関する情報漏えい保険制度
3. 市町村民児協からの報告と報道機関への公表

第5章 個人情報漏えい事故が起こった場合の対応

1. 漏えいが起こってしまった場合の対応

故意や活動中の不注意で個人情報の漏えいが起きるだけでなく、民生委員手帳や福祉票などの紛失や盗難など、不意な事故により個人情報の漏えいは誰にでも起こりうることです。

万が一、漏えい事故が起こってしまった場合は、速やかに本人に漏えい事故が起きたことを謝罪するとともに、それによってどんな危険があり、どう対処すればいいのかを伝え、可能な範囲で本人の情報が他に知られることのないよう対応します。盗難にあった場合は、速やかに警察署へ被害届を出します。

この場合、民生委員・児童委員個人だけで対応せず、速やかに地区委員長を通じて民児協会長または事務局へ報告し、民児協組織として対応することが必要です。

本人からの苦情には誠意をもって対応しましょう。

個人情報の漏えいが起こってしまった場合の対応について、民児協内で対応や報告についてのルールを定め、日ごろから民生委員・児童委員全員で確認しておくことが求められます。

また、今後同様のことが起こることを防ぐため、民児協として原因の解明や再発防止策を講じるようにします。

2. 民生委員活動に関する情報漏洩保険制度

民生委員活動の中で個人情報の漏えいが起り、民児協として損害賠償が問われるような事態となった場合に備え、大阪府民生委員児童委員協議会連合会では、情報漏えい保険制度に加入しています。

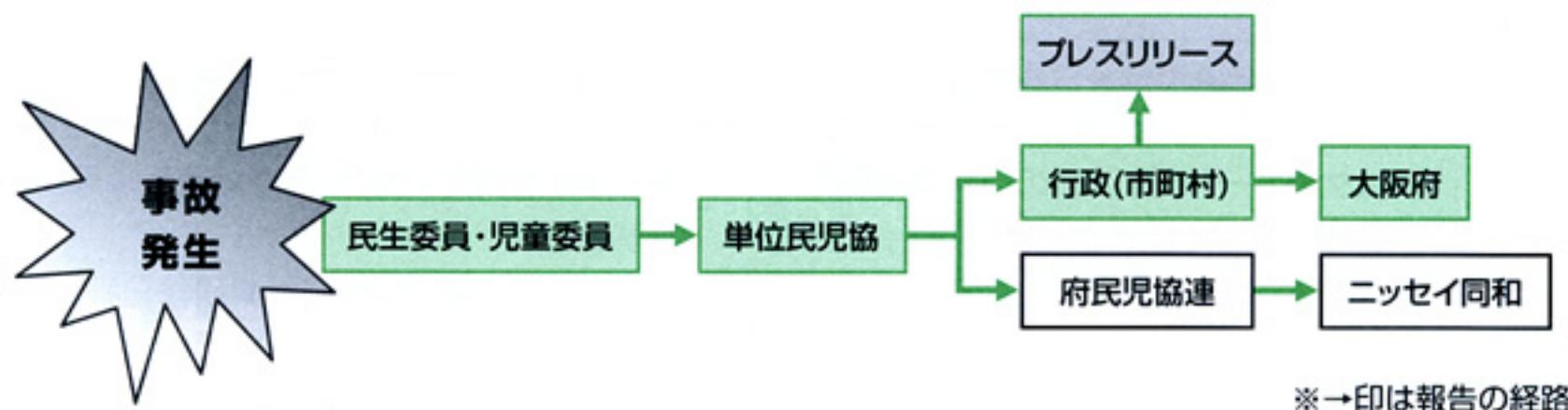
この保険は、民児協組織に損害賠償が問われた際、訴訟費用や法律上の損害賠償金の補償を行うことを目的としています。故意や重過失の場合を除き、基本的に民生委員・児童委員が個人として責任を問われることはあませんが、民児協組織として責任を負うことができるよう、漏えい事故が発生した場合は、必ず速やかに報告し、組織として対応してください。

3. 市町村民児協からの報告と報道機関への公表

市町村民児協事務局または会長は、個人情報漏えい事故についての報告を受けた場合、速やかに大阪府民生委員児童委員協議会連合会とともに、市町村行政を通じて大阪府へ報告します。

類似事故防止を目的に、大阪府を通じ、事故を報道機関へ公表します。

事故報告のフロー



なお、報道機関への公表の基準について、大阪府では下記のように定めています。

平成19年11月6日

大阪府地域福祉課

民生委員が保有する個人情報流出の際の報道提供対応について

1. 民生委員の身分

大阪府非常勤特別職員

2. 守秘義務規定

民生委員法第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

3. 保有形態

民生委員手帳、活動記録、福祉票、生活福祉資金借受世帯援助記録票、状況確認書等

4. 保有情報

住所、氏名、電話番号、相談内容、
要援護世帯（低所得、障害者、高齢者、生活保護、失業者等）の状況等

5. 報道提供の対応方法

①民生委員手帳紛失の場合 … 民生委員手帳への記載内容により判断する

<例>

報道提供を行う場合	報道提供を行わない場合
<ul style="list-style-type: none">・スケジュール欄にセンシティブ情報を記載	<ul style="list-style-type: none">・住所欄に連絡先の住所、氏名、電話番号のみを記載・スケジュール欄に訪問日程や研修日程等を記載

②その他の場合 … 原則報道提供を行う

要援護世帯としてのセンシティブ情報に該当するため

※センシティブ情報

1. 個人の尊厳に深く係るもの

例：活動記録や福祉票に記載した病歴、障害、難病に関する情報等の心身に関する基本的な個人情報

2. 社会的差別の誘因ともなりかねないもの

例：小口生活資金民生委員意見書記載の際に知り得た外国籍情報等